基本方針V

子育て支援の気運の醸成

## 子育て支援・少子化対策に関する基本計画の骨子(案)

### 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り 組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの

- 2 計画の性格・役割
  - 〇子育て支援・少子化対策条例に基づく計画 〇次世代育成支援対策推進法に基づく計画
  - ○【新】子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て 支援事業支援計画
  - ○【新】子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 3 計画の期間

平成27年度~31年度(5年間)

### 第2章 計画策定の背景

### 1 少子化の進行

少子化の進行(出生数、出生率の低下)

- (要因) □未婚化・晩婚化・非婚化の進行、□初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
- (背景) ■結婚に対する意識の変化
  - ■出会いの機会の減少と経済的不安
  - ■子育ての経済的、精神的負担感
  - ■子どもの数の理想と現実のギャップ
- (影響) 〇子どものすこやかな成長への影響
  - 〇地域社会への影響
  - 〇地域経済への影響

### 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

- (家庭と地域社会の状況)
  - □家族形態の変化
  - □親からの支援
- (仕事と子育ての状況)
  - 口子育て期の女性の高い就業状況
  - 口仕事と子育ての両立の難しさ
  - 口育児休業の取得状況

### (子どもの状況)

□不登校、いじめ

□児童虐待

### 第3章 計画の目標と基本方針

# 基本理念

めざす社会

- ① すべての子どもと保護者への支援
- ② 社会全体での取組み
- ③ 価値観の尊重
- ④ 子どもの権利の尊重

安心して子どもを生み 育てられる環境をつく る。

仕事と家庭生活との両 立が実現できる環境を つくる。

すべての子どもが心身 ともに健やかに成長 し、次代の社会を担う 者として自立できる環 境をつくる。

### 【新】重点施策

3

つ

の

基

目

- ① 結婚を希望する男女への支援
- ② 若い世代へのライフプラン教育の推進
- ③ 教育・保育・子育て支援のさらなる充実
- ④ 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組 みの促進
- ⑤ Uターン就職の促進など若者の定着支援
- ⑥ 男性の家事・育児への参加の促進
- (7) 多子世帯の経済的負担の軽減

### 第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

### 基本方針 I

### 家庭・地域における子育で支援

### 基本的施策

- 1 子育て家庭に対する支援
- 2 地域における子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 母と子の健康づくりへの支援

### 基本方針Ⅱ

### 仕事と子育ての両立支援

### 基本的施策

- 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進
- 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
- 3 就業支援

### 基本方針Ⅲ

### 子どもの健やかな成長の支援

### 基本的施策

- 1 子どもの権利と利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

### 2 ライフステージに応じた施策の展開

若者や子育て家庭が利用できる主な サービス等を図示

### 3 目標指標

・子育てを楽しいと感じる割合

基本方針Ⅳ

- ・短時間勤務制度等の導入率
- 子どもの朝食欠食率 など

### 第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

### 第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望
- ・県民、保護者、事業者、行政(県、市町村)の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。
- ・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。
- ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。 その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。

# 子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会